

新	旧	備考
<p>(補助事業者)</p> <p>第5条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。</p> <p>(1) 日本国内において事業活動を営んでおり、次のアからコまでに掲げるいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 民間企業(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社及び有限会社をいう。)</p> <p>イ 個人事業者</p> <p>ウ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人</p> <p>エ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第21条第3号チに掲げる業務を行う地方独立行政法人</p> <p>オ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人</p> <p>カ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人</p> <p>キ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人</p> <p>ク 特別法の規定に基づき設立された協同組合等</p> <p>ケ 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>コ その他知事が適当であると認める者</p> <p>(2) <u>定款において、電気の小売電気事業又は発電事業などを行っていることを明記していること。</u></p> <p>(3) 県内に所在する事業所等について県税の滞納がないこと。</p> <p>(4) <u>需要家とともに、県が実施する再生可能エネルギーに関する普及啓発活動に協力すること。</u></p> <p>2 <u>前条に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、次の各号のいずれかにより申請するものとする。なお、共同で申請する場合には、前項第1号、第2号及び第4号の要件についてはいずれかの者が満たしていなければならない。また、前項第3号の要件については、全ての者が満たしていなければならない。</u></p> <p>(1) <u>2者以上の事業者のうち、代表者が補助金を申請し、代表者を交付の対象者とする。代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責めを負うものとし、共同事業者が法令等若しくはこの要綱の規定に違反した場合についても代表事業者がその責めを負うものとする。</u></p> <p>(2) <u>2者以上の事業者が共同で補助金を申請し、それぞれを交付の対象者とする。この場合において、それぞれの事業者は補助事業の実施に係る責を連帯して負うものとし、いずれかの事業者がこの要綱の規定に違反した場合についても共同で申請した者がその責めを負う場合がある。</u></p>	<p>(補助事業者)</p> <p>第5条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。</p> <p>(1) 日本国内において事業活動を営んでおり、<u>定款において、電気の小売電気事業又は発電事業などを行っていることを明記している者であり、</u>次のアからコまでに掲げるいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 民間企業(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社及び有限会社をいう。)</p> <p>イ 個人事業者</p> <p>ウ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人</p> <p>エ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第21条第3号チに掲げる業務を行う地方独立行政法人</p> <p>オ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人</p> <p>カ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人</p> <p>キ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人</p> <p>ク 特別法の規定に基づき設立された協同組合等</p> <p>ケ 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>コ その他知事が適当であると認める者</p> <p>(2) 県内に所在する事業所等について県税の滞納がないこと。</p> <p>(3) 県が実施する再生可能エネルギーに関する普及啓発活動に協力すること。</p>	<p>PPA事業者とリース事業者等とが、共同で申請する場合に、PPA事業者の小売電気事業又は発電事業などを行っていることを求めるもの</p> <p>再生可能エネルギーの普及啓発は、需要家にメインに取り組んでもらうことが望ましいため</p> <p>共同申請の場合の取扱いを追記 (記載は、国補助金の交付規程に準拠)</p>

新	旧	備考
<p>(補助の条件)</p> <p>第10条 第3条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>2</u> 第3条に規定する補助目的を達成するため、<u>需要家</u>は、知事が別に定める脱炭素を推進する企業に係る認定制度の認定を受けなければならない。知事は、必要であると認めるときは、<u>需要家</u>に当該制度の認定企業としての広報活動等への協力を求めることができるものとし、<u>需要家</u>はその求めに応じなければならない。</p>	<p>(補助の条件)</p> <p>第10条 第3条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 補助事業者</u>は、知事が別に定める脱炭素を推進する企業に係る認定制度の認定を受けること。知事は、必要であると認めるときは、<u>補助事業者</u>に当該制度の認定企業としての広報活動等への協力を求めることができるものとし、<u>補助事業者</u>はその求めに応じなければならない。</p>	<p>県として、補助事業者ではなく、需要家に認定企業となっただくことが望ましいため、</p>
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年6月6日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第1項第4号から第6号まで、第12条第3項及び第15条から第19条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和4年7月6日から施行し、令和4年6月6日から適用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年6月6日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第1項第4号から第6号まで、第12条第3項及び第15条から第19条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p>遡って適用する</p>

高知県 PPA モデル太陽光発電設備等導入推進事業費補助金 【令和4年度募集要領】

新	旧	備考
<p>4. 補助対象事業</p> <p>(7) 補助対象設備の所有権について</p> <p><u>オンサイト PPA モデルで資金調達先としてリース事業者が実施体制に含まれる場合、リース事業者と PPA 事業者との共同申請にする必要があります。補助対象設備の所有者を含めた申請とする必要があります、補助対象設備の所有権のない PPA 事業者のみの申請は認められません。</u></p>	<p>4. 補助対象事業</p> <p>(7) 補助対象設備の所有権について</p> <p><u>割賦バック取引などの補助対象設備の所有者の変更を伴う資金繰りを行う場合については補助対象外となりますのでご注意ください。</u></p>	<p>PPA 事業者とリース事業者等とが共同で事業を行う場合には、共同申請を求めるもの（記載は、国補助金の F A Q に準拠）</p>
<p>9. 事業計画書の提出</p> <p>(10) <u>補助事業者</u>及び需要家の商業登記等（事業概要、定款、財務諸表、全部事項証明書）</p>	<p>9. 事業計画書の提出</p> <p>(10) <u>PPA 事業者</u>及び、<u>需要家</u>の商業登記等（事業概要、定款、財務諸表、全部事項証明書）</p>	<p>共同申請にあたり PPA 事業者とリース事業者双方の関係書類の提出を求めるもの</p>
<p>14. その他</p> <p><u>需要家及び補助事業者</u>は、県が実施する再生可能エネルギーに関する普及啓発活動に協力してください。</p> <p>例えば、<u>需要家</u>は高知県知事が定める高知県脱炭素推進企業（仮称）に認定されることとなっており、高知県脱炭素推進企業（仮称）としての広報活動等もしていただきます。</p> <p>具体的には、太陽光発電設備を利用した取組事項を当課が実施するカーボンニュートラルの実現に向けたセミナー等において、発表していただくといったことなどを想定しております。</p> <p>また、事業実施による発電電力量、事業実施前後の施設の消費電力量や発電電力量の報告を求めることとしておりますので、記録を残すようにしてください。</p>	<p>14. その他</p> <p><u>補助金の交付を受けた補助事業者</u>は、県が実施する再生可能エネルギーに関する普及啓発活動に協力してください。</p> <p>例えば、<u>補助事業者</u>は高知県知事が定める高知県脱炭素推進企業（仮称）に認定されることとなっており、高知県脱炭素推進企業（仮称）としての広報活動等もしていただきます。</p> <p>具体的には、太陽光発電設備を利用した取組事項を当課が実施するカーボンニュートラルの実現に向けたセミナー等において、発表していただくといったことなどを想定しております。</p> <p>また、事業実施による発電電力量、事業実施前後の施設の消費電力量や発電電力量の報告を求めることとしておりますので、記録を残すようにしてください。</p>	<p>県として、補助事業者ではなく、需要家に認定企業となっただくことが望ましいため</p>

その他、変更すること

高知県 PPA モデル太陽光発電設備等導入推進事業費補助金交付要綱 別記様式

別紙3 誓約書兼同意書

・氏名の記載を自署のみとしていたが、記名と代表者印を押印することで可とする。

高知県 PPA モデル太陽光発電設備等導入推進事業費補助金 令和4年度募集要領

様式1 添付書類

新	10	補助事業者及び需要家の商業登記簿
旧	10	PPA 事業者及び需要家の商業登記簿